

○津山工業高等専門学校放射線障害防止管理規程

〔昭和56年 2月20日〕
規程第 1 号

改正 平成16年 3月19日規程第12号 平成18年 2月28日規程第10号
平成18年 4月 1日規程第39号 平成20年12月24日規程第18号

(総則)

第1条 本校における職員の放射線障害の防止については、電離放射線障害防止規則その他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 本校に放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置く。

2 取扱主任者は、放射線を発生させる装置（以下「放射線装置」という。）を使用する学科の教員のうちから校長が任命する。

(取扱主任者の業務)

第3条 取扱主任者は、次の各号に掲げる業務を統轄する。

- (1) 放射線作業従事者（以下「作業従事者」という。）に対する教育及び作業管理
- (2) 放射線量率及び被ばく線量の測定
- (3) 放射線測定器具の保守及び管理
- (4) 異状事態に対する措置
- (5) 記録等の作成及び保管
- (6) その他必要な事項

(放射線取扱副主任者)

第4条 放射線装置を使用する学科には、当該放射線装置ごとに、それぞれ放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置く。

2 前項の取扱副主任者は、当該放射線装置を使用する教員のうちから、校長が任命する。

(取扱副主任者の業務)

第5条 取扱副主任者は、次の各号に掲げる業務を分掌する。

- (1) 部外者がみだりに使用施設内に立ち入ったり放射線装置に触れることのないように常時注意すること。
- (2) 放射線装置は、使用后直ちに点検し、施錠その他の方法により保管上の安全を守るための必要な措置を講ずること。
- (3) 放射線装置を使用中、装置周辺での放射線量率及び被ばく線量を測定し、記録を

作成すること。

(4) 前号の測定結果について、取扱主任者に報告すること。

(使用基準)

第6条 放射線装置を使用する場合には、取扱副主任者の指示の下に、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 放射線装置の使用は、所定の場所で所定の使用方法によること。

(2) 管理区域に立ち入る作業従事者は、作業中放射線測定用具を携行すること。

(3) 地震及び火災等による事故が発生した場合における処置は、危険時の措置の定めにより処置すること。

(測定)

第7条 放射線量率の測定は、放射線測定器を用い使用施設において、その測定に最も適した箇所について6月を超えない期間毎に測定する。

2 管理区域に立ち入る作業従事者に対する被ばく線量率の測定は、放射線測定用具を用いて最も大量に被ばくするおそれのある人体部位について作業中継続して行う。

3 第1項の記錠は5年間、前項の記録は当該職員の離職後5年間、総務課に保存するものとする。

(教育訓練)

第8条 取扱主任者は、作業従事者にこの規程を熟知させ、かつ、放射線障害の発生を防止するために必要な教育訓練を行うものとする。

(衛生管理者の業務)

第9条 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を分掌する。

(1) 管理区域に立ち入る作業従事者に対する所定の健康診断の実施に関すること。

(2) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置及び委員会への報告に関すること。

(3) その他作業従事者の健康管理に関すること。

(作業従事者の報告義務)

第10条 作業従事者は、身体に放射線障害による異常を自覚し、又は発見したときは、すみやかに取扱主任者に報告しなければならない。

2 取扱主任者は、前項の事実を知ったときは、直ちに衛生管理者に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第11条 地震、火災、盗難その他の災害により放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、次の各号の定めるところにより緊急の措置をとら

なければならない。

- (1) 緊急の事態を発見した者は、直ちに危険発生の状況を周囲に知らせ、避難させると共に、直ちに当該放射線装置に係る取扱副主任者及び取扱主任者に報告すること。
 - (2) 取扱主任者は、災害現場で放射線障害発生防止に関する指示を与え、校長に報告すると共に、消防署、警察署等関係機関に連絡すること。
 - (3) 災害防止に従事する者は、取扱副主任者の指示に従うこと。
 - (4) 放射線装置を他の場所へ移動させる必要が生じたときは、安全な場所へ移動させ、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を置く等により関係者以外の者の立入りを禁止すること。
 - (5) 放射線による汚染が生じた場合には、直ちにその広がり防止及び汚染の除去を行うこと。
 - (6) 放射線障害を受けたおそれのある者がある場合には、直ちに救出、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- 2 校長は、前項に規定する不測の事態が発生したときは、速やかに、その旨を津山労働基準監督署長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和56年2月20日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規程第12号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規程第10号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規程第39号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日規程第18号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。